

福井市サテライトオフィス立地助成金交付要綱

令和 3 年 6 月 1 日

(通則)

第 1 条 福井市サテライトオフィス立地助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、首都圏等の県外から本市へのサテライトオフィス立地と U・I ターンの促進を図るため、県外事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市産業の活性化と雇用の創出に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外事業者 県外に本社がある事業者、又は県外資本により県内に設置された事業者のうち、既に県外での実績（県外資本による実績を含む。）がある者をいう。
県外資本により県内に設置された事業者については、次の場合を含む。
 - ア 県外に本社がある事業者が県内に本社を移転した場合。ただし、県内事業者による事業買収等の場合は、事業開始までに県外事業者が議決権及び出資比率の過半数を占めていること。
 - イ 県外事業者が議決権及び出資比率の過半数を占める子会社を県内で設置した場合。
- (2) オフィス 次の各号の全てに該当する施設をいう。
 - ア 専ら入居者が自らの事業に係る、I T 関連業務又は事務系業務を実施するための施設（ただし、居住の用に供するものを除く。）
 - イ 延床面積が 1 0 平方メートル以上のもの
 - ウ 売買又は賃貸借が可能なもの
 - エ 各種法令に違反していないもの
- (3) I T 関連業務 I T 関連業務（W E B 制作、デジタルコンテンツ制作、システム開発、プログラミング、C G ・ゲームソフト制作など）、I T を活用したクリエイティブ業務（デザイン、写真、イラスト、音楽、アート、設計、インテリアなど）、I T を活用したサービス業務（インターネットビジネスなど）をいう。
- (4) 事務系業務 I T 関連業務以外で、調査企画業務（事業・製品・商品の企画立案、市場調査など）、その他管理業務（総務・経理・人事・その他管理業務など）、商業業

務（営業管理、商品仕入管理など）、サービス業務（経営、金融、コンサルティング、翻訳、損害保険サービスなど）等をいう。

(5) 新規立地 県内にオフィスをも有しない県外事業者が市内に新たにオフィスを設置することをいう。新規立地には、県外事業者又は新規立地済みの県外事業者が新たに子会社を設立し、市内にオフィスを設置する場合も含む。ただし、当該子会社の議決権及び出資比率の過半数を県外事業者が占める場合に限る。

(6) 新設 市内に新たに土地・建物を購入又は賃借、使用賃借、借地権設定により取得し、オフィスを設置することをいう。ただし、新規立地に該当する場合を除く。

(7) 増設 取得済みの土地にオフィスを設置すること、又は市内で規模拡大を伴う移転をすることをいう。ただし、新規立地に該当する場合を除く。

(8) 設置 オフィスを建設又は売買、譲渡若しくは賃貸借契約等により取得し、事業を開始することをいう。

(9) 着手 工事請負契約書、工事請負業者からの着工届、工事請負業者等が作成した工程表などで確認できる工事開始をいう。工事を伴わない場合は、請負業者等が作成した作業工程表などで確認できる事務機器等の搬入をいう。

(10) 従業員 設置したオフィスで業務を行うため、常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者を言う。）として事業者により雇用されている者をいう。

(11) 新規雇用者 従業員のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 契約締結届出日から事業を開始した日後3年を経過する日までの間に、当該オフィスにおいて採用された者であって、当該採用をされた日から6月以上継続して雇用されている者をいう。ただし、市内に住所を有する者に限る。

イ 常用雇用者として県外の事業所において雇用されていた者で、オフィスでの事業開始に伴い、契約締結届出日から事業を開始した日後3年を経過する日までの間に、当該オフィスに転属し、かつ、当該転属をした日から6月以上継続して雇用されている者をいう。ただし、市内に住所を有するものに限る。

(12) U・Iターン者 新規雇用者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 契約締結届出日の前日に福井県外に住所を有していた者

イ 福井県外から福井県内の高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）に進学し、これを卒業した者で、卒業後に県内オフィスで常用雇用者として雇用されていない者

(13) 改修 建物本体の改修工事費及び建物と不可分の付帯設備の工事費並びに同一年度でこれらの工事費と一体となった設計監理委託費をいう。

- (14) 土地建物賃借料 オフィスの事業の用に供するため賃借により取得する土地建物の賃借料をいう。ただし、敷金、礼金、その他これに類する費用は除く。
- (15) 住居賃借料 U・I ターン者にかかる住居の賃借料のうち企業が負担する経費をいう。住居賃借契約に係る礼金、その他これに類する費用を含む。
- (16) 子育て世帯 U・I ターン者のうち、中学3年生までの子供を持つ世帯をいう。ただし、子供の年齢は当該オフィスへの入社又は異動日を基準とする。
- (17) 事務機器 直接オフィスの事業の用に供されるOA機器、備品、その他事業を行うために市長が必要と認めるもの。ただし、消耗品を除く。
- (18) 通信回線料 直接オフィスの事業の用に供される電話料金、インターネット接続費、クラウドサービス利用料、プロバイダー利用料、その他通信回線を利用して事業を行うために必要な経費として市長が必要と認めた経費をいう。
- (19) 地域資源活用型産業 次の各号のいずれかに該当する産業をいう。ただし、店舗等での物品の販売又はサービスの提供を主たる業務とするものを除く。
- ア 福井県の地域ブランドを活用した産業
 - イ 福井県の伝統工芸品等を活用した産業
 - ウ 福井県の農産物又は食料加工品を活用した産業

(奨励措置)

第4条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) その他市長が必要と認める措置

2 助成金の種類、助成の対象となる地域、助成の対象となる経費、交付の要件、額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成の対象となる経費から除く。また、税込経理方式により経費に消費税及び地方消費税が含まれている場合は、経費から消費税及び地方消費税分の金額を除いた金額を助成の対象となる経費とする。

(対象者)

第5条 助成金の対象となる者は、別表第2に掲げるいずれかの業種等（国営又は公営の企業、非営利団体及び市長が不適当と判断するものを除く。）に属する事業を営むためにオフィスを新規立地する者、若しくは新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設又は増設する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県税及び市税を滞納していないこと。
- (2) 国、県、市及び各種団体等により、この要綱に定める事業への補助金と同種の補助

金を受けていない者であること。

(3) 第2条の目的に寄与及び貢献すると市長が認めた者

(4) 事業開始の日が、市への最初の申請日から3年以内であること。

(事業の指定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、土地・建物の売買又は賃貸借契約後速やかに、サテライトオフィス立地助成金指定申請書(様式第1号)及びオフィス整備計画書に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業の指定を受けなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 定款又は規約

(3) 会社概要及び組織図

(4) オフィスの位置図、図面

(5) 建設工事等計画書(建設工事等を実施する場合に限る。)

(6) オフィスの改修にかかる見積書(オフィスの改修を実施する場合に限る。)

(7) 福井県内の既存オフィスの雇用者数を証する書類

(8) 申請時の直近の決算書及び財務諸表の写し

(9) 市税に関する情報の照会についての同意書

(10) 確認書

(11) 国税、都道府県税、市区町村税の納付を証明する書類(ただし、都道府県税及び市区町村税については、本社及び市内事業所が所在する都道府県及び市区町村に係るもの)

(12) その他市長が必要と認める書類

(事業の指定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、事業の内容を審査し、適当と認める者については指定の決定を行うものとし、サテライトオフィス立地助成金指定通知書(様式第2号)により、当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、必要であると認めるときは、前項の指定に条件を付することができる。

(内容変更等の申請)

第8条 前条第1項の指定の決定を受けた者(以下「指定者」という。)は、サテライトオフィス立地助成金指定申請書及びその添付書類に記載された事項について変更があるときは、あらかじめ、サテライトオフィス立地助成金指定内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(内容変更等の承認)

第 9 条 市長は、前条に規定する変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、サテライトオフィス立地助成金指定内容変更承認書(様式第 4 号)
により、前条に規定する申請書を提出した者に通知するものとする。

(契約締結届)

第 10 条 指定を受けようとする者は、土地・建物を取得又は賃借したときは、契約を締
結した後速やかに、契約書及び当該オフィスの状況が分かる図面を添えて、契約締結届
(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(着手届)

第 11 条 指定者は、オフィスの建設工事又は改修工事を開始した後、又は機械設備を搬
入した後速やかに、着手日が分かる書類を添えて、着手届(様式第 6 号)を市長に提出
しなければならない。

(事業開始届)

第 12 条 指定者は、着手日から 1 年以内にオフィスでの事業を開始しなければならない。
ただし、天災その他やむを得ない事情により事業開始できなかった期間は、上記の期間
から除くことができる。

2 指定者は、当該事業を開始した後速やかに、事業開始届(様式第 7 号)を提出しな
ければならない。

(交付の申請)

第 13 条 指定者は、助成金の交付を申請しようとするときは、規則第 3 条の規定に基づ
き、別表第 3 に定める書類を添えて、同表に定める期間内にサテライトオフィス立地助
成金交付申請書(様式第 8 号)及びオフィス整備実績報告書を市長に提出しなければな
らない。

(交付決定及び助成金の額の確定)

第 14 条 市長は、規則第 4 条の規定により、助成金を交付すべきと認めたときは、助成
金の交付の決定と併せて助成金の額を確定し、サテライトオフィス立地助成金交付決定
通知書兼交付額の確定通知書(様式第 9 号)により、指定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた指定者(以下「助成対象者」という。)は、規則
第 14 条の規定により、前条の規定による通知を受けた日から 15 日以内に、サテライ
トオフィス立地助成金交付請求書(様式第 10 号)により、市長に助成金の交付を請求
しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとし、助成金
の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(指定事業の休止等)

第16条 指定者又は助成対象者は、指定を受けた助成金に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかにサテライトオフィス立地助成金指定事業休止(廃止)届出書(様式第11号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定者に対して、第7条の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定者が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 指定者が第7条の指定を受けてから助成金の交付の決定を受けるまでの間に第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出の義務を怠ったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、次に掲げる行為があった場合は、助成対象者に対して、第7条の指定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 災害、倒産その他市長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、事業の開始の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 指定者が助成金の交付を受けてから、事業を開始した日後5年を経過する日までの間に、第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(報告又は調査)

第18条 市長は、奨励措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定を受けようとする者及び指定者並びに助成対象者に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又は職員に実地を調査させることができる。

2 指定を受けようとする者及び指定者並びに助成対象者は、前項の規定による報告又は調査の求めについて協力するものとする。

(関係図書の保存)

第19条 助成対象者は、助成事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、助成金の交付日から5年間保管しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第20条 この要綱の規定による助成金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(売買、賃借取引の制限)

第 2 1 条 土地・建物の取得又は賃借にあつては、直系血族間、同一の資本若しくは同一系列の法人間の取引によるもの又は法人代表者と法人との取引によるものは、対象外とする。

(地位の承継)

第 2 2 条 相続、譲渡、合併等により指定者又は助成対象者に変更が生じたときは、当該指定事業が継続される場合に限り、当該指定の承継者は、書面により市長の承認を受け、当該指定者又は助成対象者の地位を承継することができる。

(他の助成制度との重複)

第 2 3 条 本市の他の助成制度等と助成対象経費等が重複する場合には、この要綱による助成金の交付はしないものとする。

(財産処分制限)

第 2 4 条 事業者が、助成金により取得し、又は効用の増加した財産について、助成金交付後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図るようにしなければならない。

2 事業者は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産（1 件あたりの取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円未満のものを除く。）について、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認書（様式第 1 2 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第 4 の財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

3 市長は、事業者が前項の規定により、財産を処分することにより収入があったときは、その一部又は全部を市に返納させることができる。

(事業状況報告)

第 2 5 条 事業者は、助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間、毎年 9 月 3 0 日までに事業状況報告書（様式第 1 3 号）（助成金の交付を受けた年度以降の事業に限る。）を提出しなければならない。

(委任)

第 2 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき指定を受けている者、又は指定の申

請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

(失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき指定を受けている者、又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類	地域	助成対象経費	交付要件	助成率	交付限度額
オフィス整備費・運	市内全域	ア 土地建物取得・改修料 指定の申請の前の日までに取得した土地、建物の取得費用、及び事業開始日までにオフィスの改修に要した費用 イ 土地建物賃借料 指定の申請の前の日ま	オフィスを設置する 県外事業者が、事業開始1年以内に次のいずれかを満たすこと、 ただし、新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設又は増設する場合は、交付申	2分の1	(1) U・Iターン者1名以上の場合、750万円 (2) 新規雇用者3名以上の場合、1,500万円

営 費 補 助	でに契約を締結した、事業を開始した日の属する月の翌月の初日から、36月を経過する日の属する月までの当該オフィス賃借料 ウ 事務機器等取得費 土地建物取得等契約締結日から事業を開始するまでに取得した、当該オフィスで使用する事務機器の取得に要した費用 エ 事務機器等リース料 土地建物取得等契約締結日から事業を開始する日までに当該オフィスで使用するために新たに契約を締結した、事業を開始した日の属する月の翌月の初日から、36月を経過する日の属する月までの事務機器等のリース料	請時の市内事業所の雇用者数の総数が、指定申請時の市内事業所の雇用者数の総数と要件の人数を加えた数以上となること (1) U・I ターン者1名以上 (2) 新規雇用者3名以上		
	オ 通信回線料 土地建物取得等契約締結日から事業を開始する日までに当該オフィスで使用するために新たに契約を締結した、事業を開始した日の属する月の翌月の初日から、36月を経過する日の属する月までの事務機器等のリース料		全額	

		る月の翌月の初日から、 36月を経過する日の 属する月までの当該オ フィスの通信回線料			
雇 用 奨 励 金		助成対象経費	交付要件	額及び限度額	
		ア U・Iターン者雇用 交付申請を行う時点で のU・Iターン者を雇用 するのに要した経費 イ 子育て世帯雇用 交付申請を行う時点で の、子育て世帯である U・Iターン者を雇用す るのに要した経費 ウ 住居賃借料 事業を開始した日から 36月を経過する日の 属する月までのU・Iタ ーン者の住居の賃借料 のうち、県外事業者が負 担した経費（12月分）	オフィス整備費・運営 費の交付要件に該当 する県外事業者であ ること。	ア 1年目の交付額は、U・ Iターン者1名につき30万 円とする。2年目以降の交付 額は、交付申請時のU・Iタ ーン者の人数が、過去の交付 申請時のU・Iターン者の人 数を上回る場合に限り、増加 したU・Iターン者1名につ き30万円とする。合計の限 度額は、270万円とする。 イ アのU・Iターン者が子 育て世帯の場合、子1名の時、 1世帯につき30万円、子2 名の時、40万円、子3名の 時、50万円を加算する。1 県外事業者につき、限度額4 50万円（9世帯まで）とす る。交付額は1年毎に算定し、 3年間の交付額が一事業あた り交付限度額を超えないもの とする。 ウ 交付額は、助成対象経費 の2分の1以内とし、限度額 は、180万円とする。	

別表第2（第5条関係）

(1) 製造業

(2) 建設業

- (3) 情報通信業
 - (4) 運輸業、郵便業
 - (5) 卸売業、小売業のうち、各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
 - (6) 不動産業、物品賃貸業
 - (7) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (8) 教育、学習支援業
 - (9) サービス業のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業又は職業紹介・労働
者派遣業、その他の事業サービス業（コールセンター業含む。）
 - (10) 福井市企業立地促進条例施行規則（平成２８年規則第３３号）第２条第２項第３号
に規定する成長産業
 - (11) 福井市企業立地促進条例施行規則（平成２８年規則第３３号）第２条第２項第４号
に規定する物流関連産業
 - (12) 第３条第１９号に規定する地域資源活用型産業
 - (13) その他市長が特に認める業種
- (備考)

別表第２第１号から第９号に掲げる業種は、統計法（平成１９年法律第５３号）第２
条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種をいう。

別表第３（第１３条関係）

１ オフィス整備費・運営費補助

(1) 添付書類

- ア オフィスの図面（配置図、平面図、立面図、事務機器等配置図）
- イ 既存オフィスの雇用者数を証する書類
- ウ 事業主体の雇用者一覧表
- エ 事業主体の投下固定資産の一覧表
- オ 事業主体の投下固定資産額を証する書類
- カ 土地建物の賃借料の実績を証明する書類
- キ 申請時の直近の決算書及び財務諸表の写し
- ク 法人登記事項証明書
- ケ 会社概要、組織図
- コ 国税、都道府県税、市区町村税の納付を証明する書類（ただし、都道府県税及び
市区町村税については、本社及び市内事業所が所在する都道府県及び市区町村に係

るもの)

サ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請期間

ア 初年度 事業開始後 1 年以後 1 年 7 月以内

イ 2 年目 事業開始後 2 年以後 2 年 7 月以内

ウ 3 年目 事業開始後 3 年以後 3 年 7 月以内

2 雇用奨励金

(1) 添付書類

ア 雇用の状況を確認できる書類

イ 雇用保険に加入していることを証する書類

ウ 助成対象従業員の住民票

エ U・I ターン者の雇用を証する書類

オ 子育て世帯の雇用を証する書類

カ U・I ターン者の住居賃借料の実績を証する書類

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請期間

ア 初年度 事業開始後 1 年以後 1 年 7 月以内

イ 2 年目 事業開始後 2 年以後 2 年 7 月以内

ウ 3 年目 事業開始後 3 年以後 3 年 7 月以内

ただし、オフィス整備費・運営費補助の交付申請と同時に行うこととする。

別表第 4（第 24 条関係）

財産の種類	処分制限期間
土地 建物 償却資産	1 処分制限期間については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）」を準用する。
	2 財産処分承認基準については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成 16.06.10 会課第 5 号経済産業省大臣官房会計課通達）」を準用する。